



▲ 市街化区域に編入予定の季美の森南と国道128号沿道周辺

県庁都市計画課 ☎ 043(223)3161  
都市整備課都市計画係 ☎ (70)0360

# 都市計画の変更案を総覧します

## 季美の森南地区と国道128号沿道地区の一部を市街化区域に編入

都市計画の見直しでは、将来人口の見通し、少子・高齢化の動向などの状況を踏まえて、都市計画の目標や目標年次、人口フレーム等に関連する変更を行います。

また、季美の森南地区と国道128号沿道地区の一部を市街化区域に編入し、用途地域、高度地区、地区計画、道路等の都市計画決定を予定しています。

この変更にあたり、案がまとまりましたので、総覧を行っています。

※案の内容は、素案と変更ありません。

この案について、ご意見のある方は、その内容と住所、氏名等を記載した書面（意見書）を、案の種類①、②、⑥のうちの県道部分は知事あてに、③、④、⑤、⑥のうちの町道部分、⑦は町長あてに提出して下さい。

※様式は総覧場所で配布（法人を含む）および利害関係のある方へ提出先は、市街化区域に住所のある方（法人大きな郵送）または郵送（個人を含む）お問い合わせください。

▼提出期間＝10月3日火～17日水消印有効

▼種類①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、②区域区分、③用途地域、④高度地区、⑤地区計画、⑥道

路、⑦公園

①、②、⑥のうちの県道部分

II 10月3日火～17日水 9時～

17時 県庁都市計画課

※(土)・(日)・祝日を除く

①～⑦すべて II 10月3日火～

17時 県庁都市計画課

※(土)・(日)・祝日を除く

①～⑦すべて II 10月3日火～